

保険たより

- 必 読 -

乳幼児医療助成事業の拡充について

4月1日より

平成18年4月1日より長岡京市の乳幼児医療費制度(いわゆる④)が、下記のとおり市単独で拡大助成されることとなりましたので、お知らせいたします。

4月度請求書(3月診療分)
提出期限
基金 10日(月)
午後5時まで
* 国保分点検 = 7日
国保 10日(月)
午後5時まで
* 国保分点検 = 7日
労災 12日(水)
午後5時まで
提出期限にかかわらず、
お早目にご提出ください。

1. 拡大の対象

外来：3歳～4歳(さくら色の受給者証にて現物給付)

入院：小学校1年～6年(償還払い)

2. 公費負担者番号

市制度分 さくら色の証 45261104

3. 給付内容

0歳～2歳 現行どおり(京都府制度分)

3歳～4歳

外 来 一部負担金200円を除いた額を給付(市単独分)

入 院 現行どおり(京都府制度分)

5歳～就学前

外 来 現行どおり(京都府制度分)

入 院 ”

1年～6年

入 院 一部負担金200円を除いた額を給付(市単独分)

一部負担金200円は、1医療機関・1ヶ月につき患者が負担する
就学前とは満6歳に達する日以後最初の3月31日

医科診療報酬点数表の配布について

従来より府医では、会員サービス向上を目的として診療報酬請求の基本となる項目が概ね網羅されている「医科点数表の解釈」(いわゆる青本)を点数改定のある2年ごとに各医療機関宛に配布しておりました。

ご承知のとおり「医科点数表の解釈」は1,000ページ以上に及ぶ膨大な冊子であり、医療機関ごとには関係のない項目、点数等が多数含まれています。したがって診療科によっては調べにくい、見たことがない等のご意見を多数いただいております。

上記の経過を踏まえて、府医では、一律に各医療機関宛に「医科点数表の解釈」を送付することが会員のメリットとなっていないことに鑑み、会員の利便性等を考慮した上で、本年度から「医科点数表の解釈」に変わるものとして、「医科診療報酬点数表」を配布することといたしました。

「医科診療報酬点数表」は、「医科点数表の解釈」と比較すると通知の一部、施設基準の通知および別紙様式等の項目が削除されていますが、施設基準の届出を行っていない医療機関等の診療報酬請求に関しては、基本的にすべての情報を網羅しております。

なお、今後施設基準の届出を検討されている医療機関等、「医科点数表の解釈」をご希望の医療機関に対しては、会員価格による販売を行っておりますので、府医事務局までご連絡ください。

また、病院および施設基準の届出を行っている医療機関には、従来どおり「医科点数表の解釈」を送付することとしております。

薬価基準の一部改正

平成18年2月20日から

平成18年2月20日付厚生労働省告示第62号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業等の医薬品製造販売承認の承継に伴う薬事法上の販売名称の変更により、新名称の医薬品「ペリンドプリル錠 2mg 「日医工」」および「ペリンドプリル錠 4mg 「日医工」」が薬価基準の別表に第31部追補(27)として収載されたものです。

また、今回、新名称の医薬品が薬価基準に収載されたことに伴い、旧名称の医薬品「ペリンドプリルエルブミン錠 2mg 「JD」」、 「ペリンドプリルエルブミン錠 4mg 「JD」」は、今後、揭示事項等告示の別表に収載され、経過措置品目とされる予定です。

記

新たに収載されたもの(平成18年2月20日から適用)

< 内 用 薬 >

品 名	規格・単位	薬価(円)
ペリンドプリル錠 2mg 「日医工」	2mg 1錠	71.50
ペリンドプリル錠 4mg 「日医工」	4mg 1錠	132.40

今回の承継により、ペリンドプリルエルブミン錠 2mg 「JD」、ペリンドプリルエルブミン錠 4mg 「JD」は、今後経過措置となる予定

被保険者証の更新

現行の近畿税理士国保(保険者番号:273102)被保険者証(そら色)が、平成18年3月31日で有効期限切れとなるため、平成18年4月1日より下記のとおり更新となりますので、お知らせします。

記

更新期日	平成18年4月1日
有効期限	平成19年3月31日
新証の色	オレンジ色

注意事項 (1) 次の者は、本人保険の被保険者になることになりませんが、本人保険の被保険者に、この証を添えて国民健康保険被保険者に申請してください。 イ 7歳以上の若者(平成17年10月1日において7歳以上である若者を指す) ロ 7歳以上の児童(児童手当の対象となる児童を指す) (2) 国民健康保険法において事務を受けようとするときは、必ずこの証を「対象の届出日の属する月の翌月(届出日付の初日である場合はその月)以後の届出の属する月の翌月(届出日付の初日である場合はその月)以後の届出は国民健康保険法に準ずる」とし、この届出を受理するまで「その日以後」まで有効となります。 (3) 更新を受けるときに支払う金額(一部負担金)は、第一級の「一部負担金の割合」のとおりです。ただし、3歳未満の属する月(届出日付の初日である場合はその月)以後の届出は、70歳の属する月の属する月(届出日付の初日である場合はその月)以後の届出は国民健康保険法に準ずるとします。 本人保険の被保険者を受けたときは、届出手続の国民健康保険被保険者証に添付する必要があります。 入国時の変更(届出)を受ける際は、1日につき従来の被保険者証を1枚添付する必要があります。 (4) 国民健康保険料がなくなったときは、届出にこの証を添付して返却してください。 (5) この届出第一級及び第二級(国民健康保険)に更新があったときは、14日以内に、この証を添えて届出そのものを届出してください。 (6) 有効期限を超過したときは、この証を更新することはできません。届出中心委員会に申請して更新の手続きを受けてください。 (7) 交通事故等第三者の加害行為で発生し、この証で診療を受けたときは、届出中心委員会に届け出てください。 (8) 本法にこの証を使用した場合は、刑法により詐欺罪として懲罰の対象となります。 (9) 書類の整備のないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。	国民健康保険被保険者証		
	有効期限 平成19年3月31日限	組合員	被保険者氏名
	税 国 保 273102 見 本	組合員	生 年 月 日 性別

組合員	被保険者氏名	資格取得年月日	保険者印
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

備考：保険者印欄に※添付、または特等長印のないものは無効です。

一部負担金割合の改正

国民健康保険組合の一部負担金割合が下記のとおり改正される旨、通知がありましたので、お知らせします。

記

国保組合名	種 別	現 行	改正後	施行日
京都建築 国民健康保険組合	組合員	2 割	3 割	平成18年 4月1日
	その他の被保険者	3 割		
岐阜県建設 国民健康保険組合	組合員	2 割	3 割	平成18年 4月1日
和歌山県歯科医師 国民健康保険組合	甲種組合員	2 割	被保険者 3 割	平成18年 4月1日
	甲種組合員以外	3 割		
茨城県医師 国民健康保険組合		結核予防法第34 条第1項及び精 神保健及び精神 障害者福祉に関 する法律第32条 第1項に規定す る医療 一部負 担金なし	廃 止	平成18年 4月1日
三重県医師 国民健康保険組合	被保険者	2 割	3 割	平成18年 10月1日

*ただし、3歳未満、70歳以上の被保険者を除く

被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

〔岩出町国保〕

保険者番号	300178
記号番号	和17-169757
氏名	-
生年月日	-
無効事由	-
無効年月日	平18.2.12

〔隠岐の島町国保〕

保険者番号	321075
記号番号	86-10012696
氏名	-
生年月日	-
無効事由	-
無効年月日	平18.1.27

〔久慈市国保〕

保険者番号	030072
記号番号	007-0108154 「再交付」の表示がないもの
氏名	-
生年月日	-
無効事由	-
無効年月日	平18.3.7

〔廿日市市国保〕

保険者番号	340281
記号番号	00463345
氏名	-
生年月日	-
無効事由	-
無効年月日	平18.3.7

〔西都市国保〕

保険者番号	67450080
記号番号	50-1141
氏名	-
生年月日	-
無効事由	紛失
無効年月日	平18.2.28

〔木城町国保〕

保険者番号	450700
記号番号	2275
氏名	-
生年月日	-
無効事由	-
無効年月日	平18.3.4

〔刑務共済組合京都刑務所支部〕

記号番号	161
氏名	佐々木 暁生
生年月日	昭49.10.18
無効事由	-
無効年月日	平18.2.27

被爆者健康手帳の無効通知について

次のとおり京都府保健福祉部長より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

受給者番号	001437-3
氏名	奈良 登子
生年月日	
無効事由	紛失
無効年月日	平18.2.28